

**特 約 事 項**  
(工事着手日選択型契約方式に関する事項)

- 1 受注者は、工事着手日前に対象工事の前払金を請求することはできない。
- 2 受注者は、契約日から工事着手日の前日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、工事着手することはできない。
- 3 契約日から工事着手日の前日までの期間は、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
- 4 本契約方式により生じる経費は、工事着手日の前日までの現場の管理に要するものを除き、受注者の負担とする。